

保育料収入		保育料収入	
入園料収入		入園料収入	
施設設備資金収入	施設設備の拡充、維持等のために徴収するもの。	施設設備資金収入	施設設備の拡充、維持等のために徴収するもの。
教材費収入	絵本、保育教材等のために徴収するもの。	教材費収入	絵本、保育教材等のために徴収するもの。
冷暖房費収入		冷暖房費収入	
その他の納付金収入	定期的な行事のために徴収するものを含む。	その他の納付金収入	定期的な行事のために徴収するものを含む。
<u>施設等利用給付費収入</u>	<u>子ども・子育て支援新制度未移行園が市町村から代理受領する施設等利用費（入園料・保育料）。</u>	(新設)	
(略)		(略)	
補助金収入	交付決定者名により区分すること。	補助金収入	交付決定者名により区分すること。
国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。	国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
埼玉県補助金収入	運営費補助金以外の補助金を含む。	埼玉県補助金収入	運営費補助金以外の補助金を含む。
その他の都道府県補助金収入		その他の都道府県補助金収入	
市町村補助金収入	就園奨励費事務手数料を含む。	市町村補助金収入	就園奨励費事務手数料を含む。
<u>施設型給付費収入</u>	<u>子ども・子育て支援新制度移行幼稚園が市町村から受領する施設型給付費（幼児教育無償化に伴い増額された分を含む。）</u>	(新設)	

<p>(略)</p> <p>付随事業・収益事業収入</p> <p>補助活動収入</p> <p>給食費収入</p> <p>用品代収入</p> <p>特別活動費収入</p> <p>通園バス維持費収入</p> <p>保育所収入</p> <p>その他の補助活動収入</p> <p><u>施設等利用給付費収入</u></p>	<p>教育活動に付随する活動に係る収入であって「<u>学生生徒等納付金収入</u>」に該当しない収入をいい、総額で表示すること。</p> <p>牛乳代、おやつ代を含む。</p> <p>園児に交付する制服、教材用品等のために徴収するもの。</p> <p>ただし、単に当該物品の代金を業者へ仲介するのみの場合は「<u>預り金受入収入</u>」に記載すること。</p> <p>遠足、観劇、宿泊保育、キャンプ等及び音楽教室、水泳教室等で園主催の活動のために徴収するもの。</p> <p>預かり保育、未就園児教室等に係る収入(<u>施設等利用給付費収入を除く</u>)。</p> <p><u>子ども・子育て支援新制度未移行園が市町村から代理受領する施設等利用費(預かり保育事業利用料)。</u></p>
<p>(略)</p> <p>付随事業・収益事業収入</p> <p>補助活動収入</p> <p>給食費収入</p> <p>用品代収入</p> <p>特別活動費収入</p> <p>通園バス維持費収入</p> <p>保育所収入</p> <p>その他の補助活動収入</p> <p>(新設)</p>	<p>教育活動に付随する活動に係る収入であって「<u>学生生徒等納付金収入</u>」に該当しない収入をいい、総額で表示すること。</p> <p>牛乳代、おやつ代を含む。</p> <p>園児に交付する制服、教材用品等のために徴収するもの。</p> <p>ただし、単に当該物品の代金を業者へ仲介するのみの場合は「<u>預り金受入収入</u>」に記載すること。</p> <p>遠足、観劇、宿泊保育、キャンプ等及び音楽教室、水泳教室等で園主催の活動のために徴収するもの。</p> <p>預かり保育、未就園児教室等に係る収入。</p>

受託事業収入	外部から委託を受けた事業に係る収入。	受託事業収入	外部から委託を受けた事業に係る収入。
収益事業収入	収益事業として寄附行為上認可された事業からの収入。	収益事業収入	収益事業として寄附行為上認可された事業からの収入。
(略)		(略)	
3 事業活動収支計算書 (説明については、資金収支計算書の説明を参照のこと。)		3 事業活動収支計算書 (説明については、資金収支計算書の説明を参照のこと。)	
【教育活動収支】		【教育活動収支】	
《事業活動収入の部》		《事業活動収入の部》	
(大 科 目)	(説 明)	(大 科 目)	(説 明)
(中 科 目)		(中 科 目)	
(小 科 目)		(小 科 目)	
学生生徒等納付金		学生生徒等納付金	
保育料		保育料	
入園料		入園料	
施設設備資金		施設設備資金	
教材費		教材費	
冷暖房費		冷暖房費	
その他の納付金		その他の納付金	
<u>施設等利用給付費</u>		(新設)	

<p>(略)</p> <p>経常費等補助金</p> <p>国庫補助金 埼玉県補助金 その他の都道府県補助金 市町村給付金 <u>施設型給付費</u></p> <p>交付決定者により区分する。施設設備の拡充等のための補助金は特別収支において整理すること。</p>	<p>(略)</p> <p>経常費等補助金</p> <p>国庫補助金 埼玉県補助金 その他の都道府県補助金 市町村給付金 (新設)</p> <p>交付決定者により区分する。施設設備の拡充等のための補助金は特別収支において整理すること。</p>
<p>付随事業収入</p> <p>補助活動収入</p> <p>給食費 用品代 特別活動費 通園バス維持費 保育所収入 その他の補助活動収入 <u>施設等利用給付費</u></p> <p>(略)</p>	<p>付随事業収入</p> <p>補助活動収入</p> <p>給食費 用品代 特別活動費 通園バス維持費 保育所収入 その他の補助活動収入 (新設)</p> <p>(略)</p>